

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成26年9月26日（金）8:45～9:33

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

村田 昌平 法務省大臣官房司法法制部審査監督課課長

中島 行雄 法務省大臣官房司法法制部付兼官房付

遠藤 圭一郎 法務省大臣官房司法法制部付

竹内 悠介 法務省大臣官房司法法制部審査監督課補佐官

<有識者>

安念 潤司 中央大学法務研究科教授

<事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事

3 閉会

○藤原次長 おはようございます。国家戦略特区ワーキンググループ、関係省各省からのヒアリングということで、もう何度か御議論もさせていただいておりますけれども、外国法事務弁護士制度につきましての議論でございます。

論点は2つ、3つございましたが、繰り返しはいたしませんけれども、法務省の方々においでいただきまして御議論を深めていただければと思います。

そうしましたら、早速、八田先生からよろしいでしょうか。

○八田座長 早朝からお越しくださいまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○藤原次長 その前に一点だけ御紹介いたします。本日は規制改革会議の有識者委員でい

いらっしゃいます、安念座長にもおいでいただいております。規制改革会議でも御議論がずっとある案件でございますので、御一緒していただくことでお願ひできればと思います。

○八田座長 規制改革会議と特区の連携を図るというのが諮問会議で出ましたので、その一環でございます。

○村田課長 概略を説明させていただいてよろしいですか。

繰り返しになるかもしれませんけれども、議論に先立ちましてもう一度、当方の見解を御説明させていただきます。

論点は2点あろうかと思います。まず1点目の3年間の職務経験要件、これの参入可能な我が国における労務提供期間を、1年から3年に引き上げるという点でございます。これにつきましては繰り返しになりますけれども、外国法事務弁護士制度、これは申請者が外国弁護士有資格者であるということに基づいて、改めて試験または選考を経ることなく我が国での活動を認めるという制度であります。そして、外国法事務弁護士となるために必要な法務大臣の承認を得るために、資格取得国等において外国弁護士として3年以上、職務を行った経験が必要とされております。これは外国弁護士が資格取得国等の弁護士会もしくは監督機関の監督のもとで、法律事務を取り扱う職務に当たったことの確認を通じて、私どもが良質な法律サービスを適用し得る資質、能力を担保するということがこの趣旨でございます。

したがいまして、繰り返しになりますけれども、ここで言う職務経験というのは、当該弁護士があくまでも資格取得国等の弁護士会あるいは監督機関の監督のもと、弁護士として自ら事件を受任したり法廷に出る等の形で、法律事務を取り扱う職務に従事していたということを指すものと考えております。

一方、我が国における労務提供、これは法律上も文言を区別してございますけれども、これはあくまでも雇用主である我が国の弁護士あるいは我が国の外国法事務弁護士に対して、内部の関係として法律文献の調査あるいは参考となる裁判例の収集といった補助的な業務を行うということであります。弁護士の資格として直接顧客に向かうというものとは質的に異なるものではないかと考えております。性質が異なるものではないかという理解に立っております。

そうしますと、御指摘の労務提供期間の算入でありますけれども、あくまでも日本における労務提供、これを職務経験ではない例外などを、重なるところもあるということから算入しておるということでございますので、現行の外弁法で求めております3年の職務経験期間、3年になっておりますけれども、この半分以上はそうした資格取得国等における外国弁護士としての資格によって充足されることが望ましいのではないか。逆にそれが満たされないときには、この要件を課している趣旨が没却されるのではないかと考えております。

この職務経験要件でございますけれども、これは利用者保護の観点からの弁護士といい

ますか、外国法に携わる者の実務能力、資質、倫理を制度的に担保するということでございますので、特定の外国法事務弁護士についてのみ資格要件等の緩和措置を講じるということは、これは国家資格に関する法制全体のあり方としては相当ではないのではないかと考えております。

2点目、日本の弁護士と外国法事務弁護士との共同事業といいますか、協業に関しまして、いわゆる共同して法人を設立する制度の創設ということでございます。

外国法事務弁護士による法人の設立につきましては、かねてから要望のあったところでございまして、先般から御説明させていただいておりますとおり、法務省において外国法事務弁護士のみが社員となる法人の設立を可能とする内容とします外弁法の一部改正法、これが先の通常国会で提出、可決成立の運びとなったところでございます。

現在、承認だけでは業務はできないわけで、弁護士会の登録という手続が必要となってきますので、それに関連しました、必要な弁護士会の会規、会則といったものの手当をお願いしつつ、成立から2年の間に施行することになっておりますので、それに向けて、外国法事務弁護士の法人化に向けての手続を進めている、現在そういう状況でございます。

他方、弁護士及び外国法事務弁護士がともに社員となる法人の制度でございますが、これにつきましても今般の改正法の以前からともに検討は進めていたところでございます。しかしながら、この点につきましては、外国法事務弁護士がこうした法人制度を利用して、本来、関与することができない日本法に関する法律事務に不当に関与する等、権限外の業務を行うことを容易にするのではないかという懸念の指摘がございます。こうした弊害が生じないように規定を設けることも併せて検討してまいったわけでございますけれども、残念ながらその懸念を払拭するには至っておらず、合意の得られたいわゆる外国法事務弁護士のみでの法人化、まずこれを優先して制度化することで今般の法改正をさせていただいたという経緯でございます。

したがいまして、現時点で直ちに共同法人制度を特区という形で導入することは若干、時期尚早ではないかと考えております。この外弁法人につきましても先ほどの説明のとおり、対弁護士会、こうしたところを通じて日弁連の登録を受けるということから、法律上、日弁連を中心とする弁護士制度の一環と位置づけられておるものでございます。したがいまして、これは先ほどの職務経験要件とあわせてですけれども、こうした制度の改正あるいは運用に当たりましては、日弁連との協力関係といいますか、理解、協力を得ることが不可欠であろうと考えております、なかなかここを飛ばした議論というのは、難しいのではないかというのが正直なところでございます。

以上、簡単でございますし、繰り返しになりますけれども、2点、御説明させていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

大上段に振りかぶれば、業界の団体は利益団体ですから、自分たちの既得権を守るためになるべく参入を減らしたいというのは当然の仕事なわけです。それが消費者の利益と反

するということがあるからこそ、規制改革会議とか私どもが言っているわけで、なるべくその業界団体のところから、あるいはある資格を持った団体のところの利益から離れて法務省として消費者の側に立っていただきたいというのが、私どもの希望です。

この3年間の職務を全て日本でやることを希望されていることの理由としては、初期の日本では確かに外国弁護士事務所が少なくて、余り教育のチャンスがなかったかもしれません。けれども、今は外国人の弁護士さんはたくさんおられて、日本で活躍していらっしゃる方がいる。実際に働いてなろうという方も若い外国人の方が多いから、そうすると日本での職務に精通することが必要で、日本でトレーニングを受けることが大切だというのが多くの方の指摘だったと思います。

もう一つは、みんな日本語を勉強したい。夜学で勉強したり何かしている。それが外国に行くことによってそれが中断する。それも非常に困るということだったと思います。

形の上で、この人たちは弁護士ではないのでトレーニング期間だから外国であればフルの弁護士として活躍できると言うけれども、例えばアメリカで見れば司法研修も何もないわけですから、最初は実質的なトレーニングの意味があると思います。ですから、そこで特に職務が変わるということもないと思いますから、これから得られる利益、特に国際化していく時代において、外国で弁護士をとった人が日本で広く活躍できるような仕組みにするということはどうしても必要なのではないか。アメリカはかなり多いけれども、ほかの国はそんなに多くはないですから、そういうことを可能にしていくことの利益は非常に大きいし、それは消費者の利益、消費者ということは企業ですけれども、その利益に大きくなると思います。

もう一つは、日本の要するに共同でやるということは、職務の関係で言えばはるかに一緒にやったほうが日本とのいろいろな会社とのつながりがありますから、日本の法務のことをやることがあるとしたら、それに対して何らかの監視を強めれば済むことで、これも社会的に得られる利益ははるかに多いのではないかと思います。

これは前置きで、安念先生。

○安念氏 多分この中で唯一の日弁連会員として、法務省さんも率直に言ってかわいそだなというのが私の感想です。共同設立がつぶれたのは日弁連がそう言ったからつぶれたというだけの話で、法務省さんとしてはどちらでもいいと言ったら失礼だけれども、別に法務省として固有の利害があつてそうなさったわけでもなかろうなという気がするのです。

共同設立について言えば、共同事業、あれは民法上の組合という整理なのでしょうね、それは認める。一方、外弁法人が日本の弁護士を雇用することは多分禁じられていない。実際、そうなったときには余り口出しするなよという規定があるということは認めているということですね。

そうすると、組合としてイコールパートナーで日本弁護士と組むことはいいよ。雇い人として、ワーカーとして日本弁護士を雇うのはいい。それは同じことではないか。つまり、雇用すると言ったって事実上、役員より偉い従業員みたいなことは幾らでも世の中にある

わけで、その実質を見ると共同設立がいけないとする理由はもうない。制度上、実はそれとほぼ同じことをやってしまっているのに、そこだけおかしいという理屈は立てられないのではないかという気がするのです。日本法に踏み込むというか、要するに外弁がやってはいけないことまで踏み込むと困るということは、それは共同事業だって雇用だって同じなのですから、そこを言うのはちょっと無理だなと思うのです。法務省さんは本音ではそう思っていらっしゃるのではないか。本音を言えと言ったってなかなか言ってくれないだろうと思うけれども、どうですか。そもそもおかしいのではないかというのが第1点。

それと、国家的な資格の問題だからある1つのリージョンだけで規制を抜くようなことはおかしいとおっしゃるのは、これは制度というか資格を担当しておられる府省として当然のお考えだと思うのですが、ただ、実質論で考えてみると、この外弁法人あるいは外弁そのものの需要というのは、ほぼ外資系の企業に限定されるわけなので、少なくとも英語とか外国語もできない日本の普通のずぶの消費者が外弁とか外弁法人のところにいきなり頼みに行くなんてことはあり得ないわけですから、ユーザーもそれなりに選択眼というか、力を持っておりますので、要するに嫌ならほかのところに当たればいいという意味で、ユーザーの保護に欠けるということはないと思うのです。

それで何を言いたいかというと、1リージョンでやるのはおかしいというのは建前論としてはよくわかるのですが、需要地、供給地が首都圏あるいは大都市にほぼ限られる話であれば、特区の扱いをするというのは実は実情をただ追認しているだけであって、実質論からいくとそれで十分なのではないかという気が私はするのです。それは私の考えです。

それから、3年の職務経験要件。弁護士として知識というよりも、むしろ弁護士として一応やってきました、手が後ろに回ることはしませんでした、という証拠を見せろというのは、これはこれでわかるのだが、一方、ニューヨーク州の弁護士がニューヨークでニューヨーク州法を扱うのならやれるのに、日本に来てニューヨーク州法をクライアントに教えるとなると3年要る。これも何だか不思議な感じがするなという気がするのです。

例えば、クライアントが日本企業だったとしましょうか。そうすると、その日本企業のニューヨーク支店で新米弁護士の意見書をとるのはいい。一方、東京だと本社が同じ新米弁護士から意見書というかリーガルサービスを受けようすると、いやいや3年たっていませんという話になるというのは、実質論としてはとてもおかしい感じがするのです。

もう一つ、日弁連のいう、外弁が扱えるのは外国法だけですよというのはいいのだけれども、では日本の資格がない人は日本法を知らないから、余り大きな顔をしてもらっては困るよというのはどうでしょうか。そこだけとるといいように聞こえるのだけれども、ではあなたたち、つまり国際私法上の問題だと場合によっては、非常に極端な例かもしれないけれども、日本の弁護士同士で、日本の裁判官を含んで、日本の当事者で、しかし、ほとんど専ら外国法の解釈適用について論ずるというのはあり得るわけです。それとの比較で言うと、すごくおかしいなという感じが私は前々からしておりました。

以上のことについては、お前の言うことなんか百も承知だよと腹の中で思っておられる

だろうと思うけれども、一応、建前として申し上げておきます。

○村田課長 八田座長、安念先生のおっしゃるとおりで、確かにニューヨーク法とかアメリカ法を中心としまして、取扱い事例はふえておりますので、そこは違ってきているのだろうなというところもありますし、ただ、これはあくまで法全体のたてつけとなっておりますので、日本の弁護士制度に相当する制度のある国に対しては、こういう受入れを認めないといけないという立場に立っておりますので、そういう意味ではどこから来ても一応、最低限のというところで職務経験要件というものを設けさせていただいている。それに当たって先ほどおっしゃったように、1つは法律の解釈適用といいますか、そういう事務処理能力もさることながら、やはりこの3年というのはおっしゃったように3年間、弁護士としてクライアントとの関係において何も問題を生じさせなかつた。そういう意味で適性がある。専門的職能としても適正が担保されている。これは両委員の先生から、ペーパードライバー的なものもいるではないかというのはおっしゃるとおりなのですけれども、100%ではありませんが、こういうある程度3年間という期間を設けることによって、かなりの程度そういう担保はとれるのではないかという制度のたてつけがあるということは、御理解いただければと思っております。

もう一つ、特区との関係でこれは非常にたてつけが難しいなと考えています。実質論で言ってしまうと、ほとんどクライアントも外国法事務弁護士も弁護士事務所も首都圏に集中していますので、この特区で認めるということはほぼ全面解禁のようなことになってしまいますが、ただ、制度のたてつけとして、特に弁護士といいますか法的サービスの提供といいますものは、例えば工場で物をつくりますとか、あるいは高度医療のような特に設備を要するとか、農業とか、そうしたものと違い土地との関連性が比較的薄い。言ってみれば事務所をつくってしまうと言うと言葉が悪いですけれども、比較的このサービスの提供が容易であります、では特区の中に限定するという意味合いが、そこで登録するだけなのか、ではどこまでを認めてやるのかというところの実質論で言うと問題は生じないのかもしれません、ただ、制度としてやるとこの特区で認めた弁護士の行為は、ここまでが有効で、ここからは無効だという線引きをしっかりとせんと法的安定性を害することになりますので、そのあたりのたてつけは難しいなど。

さはさりながら、そちらのほうで要件というものを緩めてしましますと、一気に全面解禁に等しい結果になってしまいます。一応、これは前回原先生から特区というものはあくまで受給調整だけではなくて、今ある規制要件の合理性を比較検証するものとしても使えるという、そこは十分承知しておりますけれども、なかなか比較検証に至る前に一気に全面的になるのではないか。それであれば現在、規制改革のお話もございまして、検討会等も立ち上げて、こういう弁護士制度のあり方、職務経験要件も含めてですけれども、検討ということで宿題をいただいているところでありますので、そうしたところの議論も踏まえながら、全面的な検討ということのほうがなじむのかなと考えているのが現状でございます。

それと、いわゆるB法人の話は非常に難しい話でございます。これはお答えになってい

るのかどうかわかりませんけれども、今回、A法人というものが認められたことによりまして、要望の1つの大きな眼目としては今、個人形態では外国法事務弁護士が複数事務所を持てないではないかということがあろうかと思います。これにつきましては今回のA法人、外国法事務弁護士のみの法人設立下において支店開設は可能になる。加えて今、安念先生からございましたけれども、外国法共同事業ということでございます。その枠組みの中で例えば外国法事務弁護士の法人化した外国法事務弁護士法人と日本の弁護士法人、法人同士の業務提携というのも当然出てまいる話になってこようかと思いますので、かなりのところはできるのではないか。B法人につきましては、そうした実態、結局そういう実態を踏まえながら、徐々に懸念が払拭されるのを待つといいますか、払拭された段階で制度化するというのが順番ではないかというのが法務省の立場でございます。

○原委員 質問をさせていただきたいのですが、外国法事務弁護士等の法人制度について権限外の業務、要するに日本法をやってしまったりとか、そういうことを言われているわけです。その部分についての御懸念があつてということありました。

もう一つ、恐らく3年以上の実務経験のほうについても、日弁連さんがおっしゃられたように問題があるとすると、日本法の領域に侵食される可能性があるということを恐らく背景としては御懸念があるのかなと。そうではなくて外国法について単にやられているということであれば、そんなにそこの部分は御懸念されないのでありますので、恐らく両方に絡まる話としてその問題があるのかなと思うのですが、欧米外の外国事務局弁護士が出てきてしまうことへの対処というのは、現状ではどういう取り締まり、監視がなされているのでしょうか。前回の法務委員会での議論なんかで、そこの部分が十分に対処できないという御議論をされていたということなのですが、それをさらに強めていくとしたらどういった方策があると御検討をされていたのか。ちょっと教えていただけましたら。

○村田課長 現状、外国法事務弁護士が日本法を扱うというあたりは、まさに弁護士会のほうで職務に服しているかどうかという監督のもとでの話になってくるかと思います。

現在、制度的な手当としては先ほど安念先生からございました、外国法事務弁護士が日本弁護士を雇うあるいは法人の中でそういう不当関与の禁止という、一応、一本その条項をもととして監督するといいますか、取り締まるということであります。

○原委員 それは役所ではなくて、弁護士会だけになるわけですね。

○村田課長 弁護士自治ということでございますので、一義的には弁護士会のほうで御担当されるということです。

職務経験要件を課すというところでございますけれども、これは別に外国の方の参入を許すことによって日本法を侵食するというよりは、やはりここはいろいろな制度の国がございますので、そういう国の弁護士資格を持った方がぽんと来て、実質的には今のクライアントは、ほとんどがこちらが保護すると言うのも僭越なぐらいの大企業が中心になるかと思いますけれども、さはさりながらいろいろな分野がございますので、どういった方、なおかつ時代が変わってくるとどういう方がクライアントになるかもわからないというと

ころもありますので、そこは必ずしも外国法事務弁護士の方が日本法を取り扱うという懸念よりも、利用者保護のために必要であると考えているところでございますし、必要ではないかと考えております。

○原委員 先ほどの前段のほうのお話で、より懸念を払拭していくための立法のあり方を議論されてきたというのを今、いただいた議事録の中でもされているのですが、これは具体的にはどんな方策はあり得るのでしょうか。その取り締まり、監視をより強化していく。

○村田課長 共同事業と同じように、やはりここは不当関与を禁止するという事後規制。事前規制というのは難しい。要は事前規制とすればB法人を認めないとということしかございませんので、規制としては不当関与を禁止して、それに反したことがあれば弁護士会の懲戒対象となるというあたりで対応するということが考えられます。

○原委員 特区で仮に何らかの制度を考えて、その区域を限ってよりきっちりとした監視の体制をつくっていくことを実験的にやってみることができないのかなという気もするのですが、安念先生、何かそういう可能性はございますか。

○安念氏 今でも本当にポリーシングができるかというと、それはできないです。もともと外弁は訴訟代理はできることになっていますから、目立つ形での違反行為、権限越縫行為というのはそもそも初めからできないのです。ですから、微妙なところ、例えば日本法とニューヨーク州法との両方が重なってくるようなところで、外弁と日本の弁護士が何らかの形で1つのクライアントに日本法の話もニューヨーク州法の話もするということは幾らもあると思うのですが、その区分けは全てが混然一体となっていますから、完全に腑分けすることはもともとできません。だからもともとできない話だと思うしかないと思います。

今おっしゃったように、私も実を言えばあらゆる原資格国について本当に職務要件というものをつくらなくていいのかというの、実はちょっと疑問があります。というのは、ニューヨークとか連合王国とか香港とか、要するに始めからクライアントが大企業というか、そういう選別眼のある人に大体限られるという資格国の話はいいのです。しかし、別にそこが悪いという意味で言っているのではないですが、例えば今、日系ブラジル人の方が自動車会社なんかを中心にかなり集住しておられる地域があるわけです。仮に私はブラジルというのは1つの法域なのかどうかしらないけれども、ブラジルの弁護士の方が来て、例えばそういうところの労務とか親族相続など、ブラジル法に基づくトラブルとして助言を与えるという場合だと、日本にとってブラジルの弁護士の方というのはほとんど経験がないわけだから、本当にクオリティとしていいのかとかわからないのです。そういう一覧表がありますかね。ブラジルの方はいらっしゃるのですか。繰り返して申しますが、私はブラジルが悪いと言っているのではないですが。

○遠藤部付 例えば2013年4月1日現在で申し上げれば、ブラジル連邦共和国の国籍の弁護士の方が5名。ブラジル連邦共和国を原資格国としていらっしゃる方が5名いらっしゃ

るということになっております。

○安念氏 ありがとうございます。

それで何を言いたいかというと、この外弁法というのはもともとのたてつけとして一種の相互主義だから、当該外国が日本の弁護士をいわば外弁として扱ってくれなければ、あんたのところも入れてやらないよということになっている。ですから、全ての国家というか全ての原資格を平等に扱う要請はもともとないわけです。そうすると何年かたって、この法域の資格については十分に経験ができたので、職務経験3年がいるとは言いません。別にもう少し緩い要件でもいいです。でも未経験はさすがにすぐにやっていいというのはあれだから、何かのバリアをつけます。このような形にしてもいいのではないかという気がする。だからそれはある種の相互主義なのです。日本に来ているその国の外弁が少ないということは、日本人も出て行っているというのが少ないのであるから、それを実験的に特区でまず、おっしゃるように実は東京でやってしまうと全部解禁と同じことなのですが、リージョナルにやってみるというのはあり得ると思います。私の個人的な考え方ですよ。

○八田座長 今のこと、私も同じような危惧を持っていたのですけれども、例えば外弁の会社は既にアメリカ人の弁護士、アメリカ法の弁護士が例えれば4名いるとか、そういうところならばその国の弁護士を受け入れてもいい。ブラジルだってもし4名もいるちゃんとした経験のあるところがいたら、3年間の修業はそこでやっても意味があるだろう。そういうふうな切り分け方はできないですかね。

○安念氏 やり方はできると思います。制度のたてつけがなかなか難しいのだけれども、できると思います。

○八田座長 要するに問題は、外国の弁護士資格をとったばかりの人が日本で修練するときに、それがきちんとした修練になるかですね。それとやはり先輩がある程度いるということは必須なのではないかと思います。

○安念氏 でしょうね。

○村田課長 繰り返しになりますけれども、修練の中身としてこだわっておりますのは、日本のたてつけとして先ほどから出ています、あくまでも内部の立場でしか活動できない。まさに自分が身をさらして弁護士として監督機関の監視にさらされながら業務提供するという、そこはボス弁の補助的なものとしてあれ何であれ、そういう直接弁護士としての立場でクライアントとの関係を結べないというところからいきますと、若干そこで質的なところの違いというのは残るのではないか。その質的な違いというのは大きいのではないかというのが私どもの考え方であります。

もう一点、相手の国によってというところは、これは先ほどからも出ておりますようにアメリカ法の実績とブラジルと全く違いますので、そこは分けてというお考えもあるでしょうが、日本の場合はWTOに加盟しておりますので一国だけというわけにはいかずに、1つの制度をつくりますと全般にということになりますので、この国はいいけれども、この国

はという制度の仕組みというのは難しいのかなと思います。

○原委員 ただ、最惠国待遇は二国間でレシプロカルに深めていくというのは、ほかの分野でもよくあることだと思いますけれども、基礎的なところでちゃんと理解していなかつたのは、この制度がそもそもレシプロカルということは、日本の弁護士さんが資格をとつてアメリカで3年間やるのだと、向こうの外国弁護士に相当する資格はとれないわけですか。アメリカ側での外国事務弁護士という資格があるのか。

○遠藤部付 例えばアメリカは州ごとになっておりますので、ニューヨーク州で申し上げれば、日本の資格でいわゆるアメリカでリーガルコンサルタントみたいなものになるということでありますと、直近5年中3年以上の職務経験を求められるといった形のたてつけになっておりまして、日本のそれと比べますと、直近5年間のうちの3年間というふうになっていたりという意味では、より重い要件が課されているわけであります。

○原委員 州によって異なるわけですね。

○遠藤部付 はい。一番軽い州でそういうことになっておりますし、あとはそれよりも厳しい、例えば直近7年中5年という州もございますし、そもそも外弁制度は設けていない、受け入れていないという州も20州程度あると承知しております。

○八田座長 今のお話もあって、やはりレシプロカルなのですか。日本だけで与えているわけですね。この3年間の部分は。

○原委員 そうすると例えば全くそういうものが実現できるのかわからないですけれども、ある州とレシプロカルにより緩やかに相互に受け入れ合うという可能性はあり得るわけですね。

○安念氏 それは確かにWTOが絡んでくることは確かなのだけれども。

○八田座長 でも、先ほど言ったように、外弁のところにその国の弁護士が1人いることを条件とするとか言ったら、別に差別ではないでしょう。一般的であれば。だからそういうふうな形にすればいいのではないですか。

それから、うちで伺った外弁の事務所の方たちのヒアリングによれば、補助的なことであろうと日本の法律との絡みでの修練と言うことを先輩の弁護士に教えてもらうということは、外弁の人に教えてもらうということは非常に貴重だと。それをただ外国に行くだけではなかなかそこはうまくいかないとおっしゃるので、それもこれだけマチュアな国になって外国の企業がいっぱい来るようになれば、それは当然ではないかという気がしますし、何も特区の目的が世界で一番ビジネスがしやすい国にしたいという首相の望みでもありましたので、これはかなりそこの観点から見ると重要なことではないかと思うのです。

○遠藤部付 今の御指摘ですが、まず国ごと、法域ごとで見ていくという点については、先ほど村田から申し上げたWTOの問題もありますし、国ごと、法域ごとと言っても、それいろいろなプラクティスのバックグラウンドの方がいらっしゃいますので、一概に法域で切っていいのかという問題もあるのかなとは思っているところではあります。

あと、経済活動という観点で申し上げますと、その点についても法律サービスというこの性質からいきますと、1つ間違えれば非常に大きな財産上、ロスを与えるような性質の業務ということになりますので、そういった業務を取り扱うものについては、きちんと制度として一定のクオリティを確保できるような措置をきちんと講じておくということは、国家資格のあり方、要するに国民のサービスを受ける人の利益をきちんと保護するという意味での国家施策のあり方として、そういった点は非常に重要な点ではないかと思っています。

○原委員 先ほどの八田先生の御提案ですけれども、今の我が国における労務提供期間1年と言っているところに加えて、例えば本国での一定期間以上の実務経験のある人のもとの我が国における労務提供期間というのもOKにするというのはできないですか。要するに本国でいい加減な人のもとで指導を受けているよりは、そのほうがよほどきちんとした指導、研修を受けられる可能性がある。

○遠藤部付 今の御指摘は、例えば一定期間以上、経験を日本でさらにして、その人は外国法事務弁護士の資格を持っていたりする制度のもとへということになるということでしょうか。

そういう場合、現行法上の1年の労務提供期間はそういう期間も含めているわけではあります、最初のほうに戻ってしまってまことに恐縮ではあるのですが、あくまでもそこで積んでいる経験というのは補助的な業務、日本の法律事務所で言えば事務職員において行っているような業務に類するというか、いわゆる一種のトレーニングという形で、少なくとも弁護士バッジを持ってやっている業務とは性質が異なっていくというわけですので、そういう人の下でのトレーニングであるから3年認めていいのかというと、そこは性質として違ってくる。あとは弁護士バッジをつけて業務をしているということになれば、例えばアメリカであればアメリカの現地のバーソシエーションなり、他の国であればそれぞれの監督機関における監督を受けということになりますが、そういうものでないわゆる今、申し上げた補助的な業務ということになると、そういった形でのいわゆる監督機関からの監督をきちんと受けて倫理的に担保されている状況での経験ではないということもありますので、その法律のプロフェッショナルとしての経験という意味では、そのあたりは違ってくるのかなと思っております。

○原委員 弁護士バッジをつけてというところの違いは再三御説明いただいたので理解した上でなのですけれども、アメリカンバーソシエーションの監督を受けた3年間というの、実際にはそんなに大した活動をしていないかもしない。十分なアソシエーションの監督もなされていないかもしないというときに、仮にしっかりとした日本にいるベテランの外国弁護士さんのもとでやります。さらにもう一段、上にかけて東京の弁護士会さんの監督というのも課していいと思うのですけれども、そのもとできっちりと活動していただくという期間を3年間置くのであれば、実質的には後者のほうがよりきちんとした監督のもとで実務的な修練を積んだということが確保されそうな気がするのですが。

○安念氏 建前論はよくわかります。ニューヨークとかそういう一部の法域の話ばかりしてはいけないというのはそのとおりなのですが、少なくともアメリカの主要な州の弁護士について言えば、若いうちは補助的な業務を行うのが普通でしょう。若いうちは。少なくとも大きな企業のクライアントと直接会うなんていうことはなくて、要するにボス弁のひたすら下働きをしているわけです。

例えはアメリカの大きな金融機関の日本法人とか日本の支店は、それ自体がある程度法務スタッフを東京に持っています。そういうところで例えばニューヨーク州の若い弁護士が来て働いたとします。それだって監督という点ではニューヨーク・バーの監督を受けていて、地理的に離れているけれども、サーベイランスのもとにはあるわけです。それでいい、そういう形態の修業はだめだという理屈は一体どこから出てくるのだろうなと。これも実質論か建前論かということになってしまふのかもしれないけれども、何かしつくり来ないのです。

○八田座長 しかも質の担保ということで言えば、先ほどの日本語の問題というのはすごく大きいですね。外国人が日本できちんとやっていこうというとき、中断させるのはもったいないというのと、美容師さんだって夜8時に仕事が終わったら、それから2時間ぐらい修練しているではないですか。みんな一人前になるまでは何年間かそうやってから実際にカットさせるわけですね。それと同じで、実際に将来つきそうな仕事の内容をいろいろな形で先輩に教えてもらうということは、それは後でよっぽどそちらのほうが役に立つので、全く将来の自分の仕事に関係ないことをやるよりはいいというポジティブな面もあると思います。

○遠藤部付 特に安念委員の関係で申し上げれば、規制改革会議の時から同様の議論を繰り返させていただいているところであります。回答もいつも似たり寄ったりのところで申しわけないのですが、あくまで日本というジュリスティクションの中で行うことができる業務ということになると、それはロイヤーとしての業務ではないというところは、それは大きいのかなと思っておりまして、要するに自分で自らの名前で日本においても事件を受け、日本のクライアントに対して業務を提供するということは、日本の弁護士法ではできない。それは非弁行為になってしまいますので、そこは1つ大きな線引きなのかなとは思われるところであります、そういう形で依頼者等の利益を保護するということを、現行の弁護士法及びその特別法である外弁法はそういう建前にしてございます。

○安念氏 御当局のお答えとしてはよく理解できます。

○八田座長 そうすると、両方とも見解が分かれているのですけれども、私どもはどうも説得されたという気持ちがないのです。今まで確かに規制改革でずっと行われたかもしれないが、特区で法律そのものではなくて、それを適用除外するという形で、ここで新しくつくるということには元来ならば社会的に望ましいことをやるわけですから、非常に適切な手段ではないかと思うのです。ぜひ今後ももう一歩、御検討いただきたいと思います。

○安念氏 1つ難しいのは、特区との関係で言えばリージョン限定のリーガルサービスと

なると、どうやってデファインするんだという問題があると思うのです。これはおっしゃるとおりで、別に形があるわけではないから電話で九州の離島でも幾らでもアドバイスできるじゃんという話ですね。

もともと、訴訟代理ができるとある意味で簡単で、そのリージョンの裁判所でしか訴訟代理できないという仕組みにできるのだけれども、もともと訴訟代理権が全然できないから、かDEMAGEが始めからできない仕組みになってしまっている。そこで特区に何とか乗せようと思えば、私はやはり地方限定、リージョン限定というものをどういう形で制度化するかというのが結構肝なのだと思うのです。

○八田座長 3年間のほうは、リージョン限定でも非常に明確なのではないですか。

○安念氏 それはできます。あとは業務ですね。サービスをリージョン限定と定義できるかどうかということだと思います。

○八田座長 共同のやつですね。そちらのものはある意味では規制改革のほうにぴったりなのだけれども、法律改正をやってしまったばかりだからということですね。

○村田課長 3年の要件のほうも、結局そうして認められた方の業務をどうするかという意味では、地域を限定するというのは同じ問題が出てこようと思います。

○安念氏 そうです。だからおっしゃったように地域限定をどうやってやるかというのは、特区との関係では最大の技術的な難点であることは確かです。

○八田座長 ただし、特区で3年間修練を受けるということは、特区はそういう環境にあるのだから、特別に後でほかでやってもいいだけの修練を受けられるだろう。そういう地域なのだから、そういうふうに見なすことはできると思うのです。

○安念氏 あり得る話ではあるでしょうね。

○原委員 特区内できちんと修練を与えられるだけの労務提供の期間を過ごしているから、その中に限って。

○八田座長 そのとおりです。これは北海道の道北、道東でやったのとは違うということが言えると思います。

○原委員 あと確認ですけれども、今のところも含めて変えようとすると、法改正をしないとおよそ無理な制度ですね。そうするとこれは政務も含めて一度どういう扱いをするか検討を。

○藤原次長 そうですね。ほかの項目はどんどん政務で折衝いただいておりますので、また御連絡させていただきます。

○八田座長 それでは、きょうはどうもお忙しいところありがとうございました。